

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">原子力災害対策マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月19日                      (平成25年 9月 2日一部改訂)                      (平成26年10月14日一部改訂)                      (平成27年 6月19日一部改訂)                      (平成28年12月 7日一部改訂)                      (平成29年12月26日一部改訂)                      (平成31年 3月29日一部改訂)                      (令和 2年 7月27日一部改訂)                      (令和 4年 9月 2日一部改訂)</p> <p style="text-align: center;">原子力防災会議幹事会</p> <p>はじめに (略)</p> <p>【原子力防災会議】(略)</p> <p>【原子力防災会議幹事会】</p> <p>議 長：内閣府政策統括官 (原子力防災担当)</p> <p>副議長：環境省水・大気環境局長</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣官房副長官補 (内政、外政)</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣広報官</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣情報官</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣府政策統括官 (防災担当)</p>	<p style="text-align: center;">原子力災害対策マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月19日                      (平成25年 9月 2日一部改訂)                      (平成26年10月14日一部改訂)                      (平成27年 6月19日一部改訂)                      (平成28年12月 7日一部改訂)                      (平成29年12月26日一部改訂)                      (平成31年 3月29日一部改訂)                      (令和 2年 7月27日一部改訂)                      (令和 4年 9月 2日一部改訂)  <u>(令和 6年 〇月 〇日一部改訂)</u></p> <p style="text-align: center;">原子力防災会議幹事会</p> <p>はじめに (略)</p> <p>【原子力防災会議】(略)</p> <p>【原子力防災会議幹事会】</p> <p>議 長：内閣府政策統括官 (原子力防災担当)</p> <p>副議長：環境省水・大気環境局長</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣官房副長官補 (内政、外政)</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣広報官</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣情報官</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣府政策統括官 (防災担当)</p>

内閣府食品安全委員会事務局長  
 警察庁警備局長  
 消費者庁次長  
 総務省大臣官房長  
 (以下略)

【原子力防災会議幹事会連絡会議】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）  
 内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）  
 内閣官房内閣情報調査室内閣参事官  
 内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）  
 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）  
 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長  
 警察庁警備局警備運用部警備第三課長  
 (以下略)

目次

原子力事業所編

第1	原子力災害対策の主な枠組み	9
第2	関係省庁における対応要領	18
第1編	事態ごとの組織・応急対策業務等	18
第1章	情報収集事態	18
第1節	組織	19
1	中央	19
2	現地	19
第2節	応急対策業務	21
1	情報収集・連絡	21
2	テレビ会議システムの起動	23
3	広報体制の構築	23

内閣府食品安全委員会事務局長  
 警察庁警備局長  
 消費者庁次長  
 総務省大臣官房総括審議官  
 (以下略)

【原子力防災会議幹事会連絡会議】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）  
 内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）  
 内閣官房内閣情報調査室内閣参事官  
 内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）  
 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）  
 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長  
 警察庁警備局警備運用部警備第三課長  
 (以下略)

目次

原子力事業所編

第1	原子力災害対策の主な枠組み	9
第2	関係省庁における対応要領	18
第1編	事態ごとの組織・応急対策業務等	18
第1章	情報収集事態	18
第1節	組織	19
1	中央	19
2	現地	19
第2節	応急対策業務	21
1	情報収集・連絡	21
2	テレビ会議システムの起動	23
3	広報体制の構築	23

第3節	体制の移行	24	第3節	体制の移行	24
1	情報収集事態が解消した場合	24	1	情報収集事態が解消した場合	24
2	警戒事態に相当することが判明した場合	24	2	警戒事態に相当することが判明した場合	24
第2章	警戒事態	25	第2章	警戒事態	25
第1節	組織	25	第1節	組織	25
1	中央	25	1	中央	25
2	現地	26	2	現地	26
第2節	応急対策業務	28	第2節	応急対策業務	28
1	情報収集・連絡	28	1	情報収集・連絡	28
2	派遣準備の要請	30	2	派遣準備の要請	30
3	緊急時モニタリングの準備	30	3	緊急時モニタリングの準備	30
4	テレビ会議システムの起動	30	4	テレビ会議システムの起動	30
5	広報体制の構築	30	5	広報体制の構築	30
6	P A Z内、UP Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等	31	6	P A Z内、UP Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等	31
第3節	体制の移行	32	第3節	体制の移行	32
1	警戒事態が解消した場合	32	1	警戒事態が解消した場合	32
2	施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合	32	2	施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合	32
第3章	施設敷地緊急事態	33	第3章	施設敷地緊急事態	33
第1節	組織	33	第1節	組織	33
1	中央	33	1	中央	33
2	現地	36	2	現地	36
第2節	応急対策業務	39	第2節	応急対策業務	39
1	情報収集・連絡	40	1	情報収集・連絡	40
2	職員の非常参集	44	2	職員の非常参集	44
3	国の職員及び専門家の緊急派遣	44	3	国の職員及び専門家の緊急派遣	44
4	通信ネットワークの確認	48	4	通信ネットワークの確認	48
5	官邸対策室及び緊急参集チーム等	48	5	官邸対策室及び緊急参集チーム等	48
6	広報活動	48	6	広報活動	48

7	プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動.....	54	7	プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動.....	54
8	緊急時モニタリングの実施等.....	58	8	緊急時モニタリングの実施等.....	58
9	PAZ内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等.....	62	9	PAZ内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等.....	62
10	PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用基準の要請.....	64	10	PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用基準の要請.....	64
11	国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送.....	64	11	国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送.....	64
12	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	65	12	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	65
第3節	体制の移行.....	66	第3節	体制の移行.....	66
1	施設敷地緊急事態が解消した場合.....	66	1	施設敷地緊急事態が解消した場合.....	66
2	全面緊急事態に相当することが判明した場合.....	66	2	全面緊急事態に相当することが判明した場合.....	66
第4章	全面緊急事態.....	67	第4章	全面緊急事態.....	67
第1節	組織.....	67	第1節	組織.....	67
【フェーズ1：初動対応】	.....	67	【フェーズ1：初動対応】	.....	67
1	中央.....	67	1	中央.....	67
2	現地.....	72	2	現地.....	<u>73</u>
【フェーズ2：初動対応後】	.....	74	【フェーズ2：初動対応後】	.....	<u>75</u>
1	中央.....	74	1	中央.....	<u>75</u>
2	現地.....	79	2	現地.....	<u>80</u>
第2節	応急対策業務.....	80	第2節	応急対策業務.....	<u>81</u>
1	原子力緊急事態宣言の発出.....	81	1	原子力緊急事態宣言の発出.....	<u>82</u>
2	原災本部及び原災現地本部の設置.....	83	2	原災本部及び原災現地本部の設置.....	<u>84</u>
3	原災本部会議の開催.....	85	3	原災本部会議の開催.....	<u>86</u>
4	関係局長等会議の開催.....	86	4	関係局長等会議の開催.....	<u>87</u>
5	原災本部長の権限及びその行使の考え方.....	87	5	原災本部長の権限及びその行使の考え方.....	<u>88</u>
6	UPZ外の地方公共団体への協力要請.....	89	6	UPZ外の地方公共団体への協力要請.....	<u>90</u>
7	原子力災害合同対策協議会の開催.....	90	7	原子力災害合同対策協議会の開催.....	<u>91</u>
8	原子力被災者生活支援チームの設置.....	93	8	原子力被災者生活支援チームの設置.....	<u>94</u>
9	その他事項.....	94	9	その他事項.....	<u>95</u>
10	プラント情報集約.....	95	10	プラント情報集約.....	<u>96</u>

1 1	オンサイトの事故収束活動.....	99	1 1	オンサイトの事故収束活動 .....	<a href="#">100</a>
1 2	実動組織の活動 .....	102	1 2	実動組織の活動 .....	<a href="#">103</a>
1 3	緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 .....	104	1 3	緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 .....	<a href="#">105</a>
1 4	避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 .....	109	1 4	避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 .....	<a href="#">110</a>
1 5	安定ヨウ素剤の服用.....	118	1 5	安定ヨウ素剤の服用 .....	<a href="#">119</a>
1 6	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 .....	120	1 6	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 .....	<a href="#">121</a>
1 7	緊急輸送（バス等避難手段の手配） .....	124	1 7	緊急輸送（バス等避難手段の手配） .....	<a href="#">125</a>
1 8	原子力災害医療活動.....	126	1 8	原子力災害医療活動 .....	<a href="#">127</a>
1 9	健康調査・管理 .....	129	1 9	健康調査・管理 .....	<a href="#">130</a>
2 0	警戒区域等への一時立入り等 .....	131	2 0	警戒区域等への一時立入り等 .....	<a href="#">132</a>
2 1	緊急物資の調達・供給等.....	134	2 1	緊急物資の調達・供給等 .....	<a href="#">135</a>
2 2	飲食物の摂取制限・出荷制限.....	136	2 2	飲食物の摂取制限・出荷制限 .....	<a href="#">137</a>
2 3	放射性物質による環境の汚染への対処.....	139	2 3	放射性物質による環境の汚染への対処.....	<a href="#">140</a>
2 4	経済・産業等への対応等.....	140	2 4	経済・産業等への対応等 .....	<a href="#">141</a>
2 5	原子力被災者の避難・受入先の確保.....	141	2 5	原子力被災者の避難・受入先の確保.....	<a href="#">142</a>
2 6	広報・情報発信活動.....	142	2 6	広報・情報発信活動 .....	<a href="#">143</a>
2 7	海外等からの支援受入れ.....	150	2 7	海外等からの支援受入れ .....	<a href="#">151</a>
2 8	行政文書の作成等、記録の保存.....	153	2 8	行政文書の作成等、記録の保存.....	<a href="#">154</a>
第3節	体制の変更 .....	154	第3節	体制の変更 .....	<a href="#">155</a>
1	全面緊急事態が解消した場合.....	154	1	全面緊急事態が解消した場合 .....	<a href="#">155</a>
第2編	事後対策業務 .....	155	第2編	事後対策業務 .....	<a href="#">156</a>
第1章	事後対策業務 .....	155	第1章	事後対策業務 .....	<a href="#">156</a>
第1節	組織.....	155	第1節	組織.....	<a href="#">156</a>
1	中央.....	155	1	中央.....	<a href="#">156</a>
2	現地.....	157	2	現地.....	<a href="#">158</a>
第2節	事後対策業務 .....	158	第2節	事後対策業務 .....	<a href="#">159</a>
1	関係省庁事後対策連絡会議の開催.....	159	1	関係省庁事後対策連絡会議の開催 .....	<a href="#">160</a>

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	160	第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	<a href="#">161</a>
第1章 機能班別業務.....	160	第1章 機能班別業務.....	<a href="#">161</a>
1 各拠点別の基本的な役割.....	160	1 各拠点別の基本的な役割.....	<a href="#">161</a>
第2章 要員配置.....	186	第2章 要員配置.....	<a href="#">190</a>
第3章 外部専門家要員.....	240	第3章 外部専門家要員.....	<a href="#">245</a>
1 緊急事態応急対策委員.....	240	1 緊急事態応急対策委員.....	<a href="#">245</a>
2 その他の専門家.....	241	2 その他の専門家.....	<a href="#">246</a>
3 緊急時モニタリング要員及び資機材.....	244	3 緊急時モニタリング要員及び資機材.....	<a href="#">249</a>
4 原子力災害医療に係る専門家.....	245	4 原子力災害医療に係る専門家.....	<a href="#">250</a>
第4編 その他.....	246	第4編 その他.....	<a href="#">251</a>
第1章 複合災害への対応.....	246	第1章 複合災害への対応.....	<a href="#">251</a>
第2章 複数サイトにおける事故発生の対応.....	247	第2章 複数サイトにおける事故発生の対応.....	<a href="#">252</a>
第3章 福島地域における初動対応の体制.....	248	第3章 福島地域における初動対応の体制.....	<a href="#">253</a>
第4章 各省庁における参集要員の代替確保.....	250	第4章 各省庁における参集要員の代替確保.....	<a href="#">255</a>
第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等.....	251	第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等.....	<a href="#">256</a>
第6章 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方.....	252	第6章 <b>(各種) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方.....</b>	<a href="#">257</a>
第5編 資料・各種様式.....	253	第5編 資料・各種様式.....	<a href="#">258</a>
第1章 各種様式.....	254	第1章 各種様式.....	<a href="#">258</a>
第1節 警戒事態.....	255	第1節 警戒事態.....	<a href="#">259</a>
様式-1 要請案.....	255	様式-1 要請案.....	<a href="#">260</a>
第2節 施設敷地緊急事態.....	260	第2節 施設敷地緊急事態.....	<a href="#">265</a>
様式-2 人員等の輸送支援依頼.....	261	様式-2 人員等の輸送支援依頼.....	<a href="#">266</a>
様式-3 要請案.....	262	様式-3 要請案.....	<a href="#">267</a>
第3節 全面緊急事態（フェーズ1）.....	264	第3節 全面緊急事態（フェーズ1）.....	<a href="#">269</a>
様式-4 公示案.....	265	様式-4 公示案.....	<a href="#">270</a>
様式-5 指示案（原災法第15条第3項.....	266	様式-5 指示案（原災法第15条第3項.....	<a href="#">271</a>

様式－6	原子力緊急事態宣言.....	268	様式－6	原子力緊急事態宣言.....	<a href="#">273</a>
様式－7	原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文.....	269	様式－7	原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文.....	<a href="#">274</a>
様式－8	原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案.....	270	様式－8	原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案.....	<a href="#">275</a>
様式－9	原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示並びに原子力災害現地対策本部の設置.....	271	様式－9	原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示並びに原子力災害現地対策本部の設置.....	<a href="#">276</a>
様式－10	原子力災害対策副本部長の指名及び任命等並びに原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員の任命.....	273	様式－10	原子力災害対策副本部長の指名及び任命等並びに原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員の任命.....	<a href="#">278</a>
様式－11	原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名.....	276	様式－11	原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名.....	<a href="#">281</a>
様式－12	緊急事態対応対策等に関する実施方針.....	277	様式－12	緊急事態対応対策等に関する実施方針.....	<a href="#">282</a>
様式－13	自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請.....	278	様式－13	自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請.....	<a href="#">283</a>
様式－14	公示案（変更）.....	279	様式－14	公示案（変更）.....	<a href="#">284</a>
様式－15	指示案（原災法第20条第2項）.....	281	様式－15	指示案（原災法第20条第2項）.....	<a href="#">286</a>
様式－16	安定ヨウ素剤服用の指示.....	282	様式－16	安定ヨウ素剤服用の指示.....	<a href="#">287</a>
様式－17	指示案（原災法第20条第2項）.....	282	様式－17	指示案（原災法第20条第2項）.....	<a href="#">288</a>
様式－18	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任.....	287	様式－18	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任.....	<a href="#">292</a>
様式－19	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任に係る告示.....	288	様式－19	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任に係る告示.....	<a href="#">293</a>
様式－20	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任.....	289	様式－20	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任.....	<a href="#">294</a>
様式－21	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策現地対策本部長への委任に係る告示案.....	290	様式－21	原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策現地対策本部長への委任に係る告示案.....	<a href="#">295</a>
様式－22	原子力被災者生活支援チームの設置について.....	291	様式－22	原子力被災者生活支援チームの設置について.....	<a href="#">296</a>
様式－23	告示案（原子力災害現地対策本部の移転）.....	292	様式－23	告示案（原子力災害現地対策本部の移転）.....	<a href="#">297</a>
第4節	全面緊急事態（フェーズ2）.....	293	第4節	全面緊急事態（フェーズ2）.....	<a href="#">298</a>
様式－24	原子力緊急事態解除宣言.....	294	様式－24	原子力緊急事態解除宣言.....	<a href="#">299</a>

<p>第1 原子力災害対策の主な枠組み（略）  全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行（略）  応急対策業務の移行について（略）  原子力災害対策体制の全体像（略）  全面緊急事態に係る初動対応の役割分担（略）  事態進展に伴う主な対応事項（初動対応～初動対応後）（略）</p> <p>第2 関係省庁における対応要領</p> <p>第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等（略）</p> <p>第1章 情報収集事態（略）</p> <p>第1節 組織</p> <p>1～2（略）</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1 情報収集・連絡</p> <p>規制庁は、原子力事業所における地震の影響について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化する。</p> <p>（以下略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第3節 体制の移行</p> <p>1～2（略）</p> <p>第2章 警戒事態</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央（略）</p>	<p>第1 原子力災害対策の主な枠組み（略）  全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行（略）  応急対策業務の移行について（略）  原子力災害対策体制の全体像（略）  全面緊急事態に係る初動対応の役割分担（略）  事態進展に伴う主な対応事項（初動対応～初動対応後）（略）</p> <p>第2 関係省庁における対応要領</p> <p>第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等（略）</p> <p>第1章 情報収集事態（略）</p> <p>第1節 組織</p> <p>1～2（略）</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1 情報収集・連絡</p> <p>規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官、<u>放射線防災専門官又は放射線防災専門職（以下「上席放射線防災専門官等」という。）</u>、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化する。</p> <p>（以下略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第3節 体制の移行</p> <p>1～2（略）</p> <p>第2章 警戒事態（略）</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央（略）</p>
---	---



## 2 現地

### (1) オフサイトセンター（略）

### (2) 緊急時モニタリングセンター

規制庁は、当該原子力事業所に係る上席放射線防災専門官等に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター（センター長：規制庁長官官房監視情報課放射線環境対策室長（以下「規制庁放射線環境対策室長」という。））を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所のP A Z及びU P Z内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁放射線環境対策室長をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

### (3) ～ (6) (略)

## 第2節

### 第2節 応急対応業務

#### 1 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官

(以下略)

#### 2 派遣準備の要請（略）

#### 3 緊急時のモニタリングの準備

規制庁は、緊急時モニタリングに向けた準備を開始する。

規制庁は、上席放射線防災専門官等に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。

~~また、原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するE-A~~

## 2 現地

### (1) オフサイトセンター（略）

### (2) 緊急時モニタリングセンター

規制庁は、当該原子力事業所に係る上席放射線防災専門官等に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター（センター長：規制庁長官官房監視情報課放射線環境対策室長又は規制庁長官官房監視情報課企画官（以下「規制庁監視情報課放射線環境対策室長等」という。））

を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所のP A Z及びU P Z内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁監視情報課放射線環境対策室長等をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

### (3) ～ (6) (略)

## 第2節

### 第2節 応急対応業務

#### 1 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官等

(以下略)

#### 2 派遣準備の要請（略）

#### 3 緊急時のモニタリングの準備

規制庁は、緊急時モニタリングに向けた準備を開始する。

規制庁は、上席放射線防災専門官等に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。

事故警戒本部は、警戒事態が発生した原子力事業所のP A Z及びU P Z内

~~Ⅰに該当する施設の故障が発生した場合等においては~~、事故警戒本部は、警戒事態が発生した原子力事業所のPAZ及びUPZ内の道府県に緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備への協力を要請する（様式-1）。（以下略）  
4～5（略）

6 PAZ内、UPZ外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するEALに該当する施設の故障が発生した場合等においては、事故警戒本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態要避難者をいう。以下同じ。）の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を要請し（様式-1）（以下略）

第3章 施設敷地緊急事態

第1節 組織

1 中央（略）

(1) ERC（略）

① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（略）

② 関係省庁事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてERC

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

関係省庁：内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

の道府県に緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備への協力を要請する（様式-1-1）。（以下略）

4～5（略）

6 PAZ内、UPZ外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するEALに該当する施設の故障が発生した場合等においては、事故警戒本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態要避難者をいう。以下同じ。）の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を要請し（様式-1-2又は様式-1-3）（以下略）

第3章 施設敷地緊急事態

第1節 組織

1 中央

(1) ERC（略）

① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（略）

② 関係省庁事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてERC

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

関係省庁：内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長  
警察庁警備局警備運用部警備第二課長  
(以下略)

(2)～(3) (略)

(4) 原子力利用省庁執務室等

原子力利用省庁等が指定した職員は、施設敷地緊急事態の連絡を受け取った場合は、原子力利用省庁執務室に直ちに参集するとともに、全面緊急事態の発生に備え、原災本部原子力被災者生活支援チーム設置等に係る準備を開始する。(以下略)

## 2 現地

(1) (略)

(2) 緊急時モニタリングセンター

○設置場所：オフサイトセンター等

○構成員：緊急時モニタリングセンター長：規制庁監視情報課企画官

(緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官等

(以下略)

(3)～(5) (略)

(6) 原子力被災道府県庁舎等

原子力利用省庁は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣する。

(7) (略)

第2節

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長  
警察庁警備局警備運用部警備第三課長  
(以下略)

(2)～(3) (略)

(4) 原子力利用省庁執務室等

原子力利用省庁等が指定した職員は、施設敷地緊急事態の連絡を受け取った場合は、原子力利用省庁執務室に直ちに参集するとともに、全面緊急事態の発生に備え、原災本部原子力被災者生活支援チーム(以下「被災者支援チーム」という。)設置等に係る準備を開始する。(以下略)

## 2 現地

(1) (略)

(2) 緊急時モニタリングセンター

○設置場所：オフサイトセンター等

○構成員：緊急時モニタリングセンター長：規制庁監視情報課放射線環境対策室長等

(緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官等

(以下略)

(3)～(5) (略)

(6) 原子力被災道府県庁舎等

原子力利用省庁は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣する。また、派遣された職員は、原子力被災道府県庁舎等に到着後、原子力被災者自治体支援チーム(以下「自治体支援チーム」という。)を立ち上げる準備を行うとともに、現地において状況把握及び被災地方公共団体等との連絡・調整を行う。

(7) (略)

第2節

<p>1～12 (略)</p> <p>第3節(略)</p> <p>第4章 全面緊急事態</p> <p>第1節 組織</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>1 中央</p> <p>(1) 原子力災害対策本部 (中略)</p> <p>原災本部の下に、</p> <p>①原災本部事務局(官邸チーム及びERCチーム)(以下「官邸チーム」及び「ERCチーム」という。)</p> <p>②<del>原子力被災者生活</del>支援チーム(以下「支援チーム」という。)</p> <p>③関係局長等会議</p> <p>を置く。</p> <p>①原災本部事務局</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) ERCチーム</p> <p>○設置場所：原則としてERC</p> <p>○構成：ERCチーム事務局長：規制庁次長(又は代理の職員)</p> <p>オンサイト総括：規制庁長官官房緊急事態対策監(又は代理の職員)</p> <p>オフサイト総括：規制庁長官官房<del>核物質・放射線</del>総括審議官</p> <p>事務局機能班：総括班</p> <p>運営支援班</p> <p>広報班</p> <p>国際班</p> <p>プラント班</p> <p>放射線班</p>	<p>1～12 (略)</p> <p>第3節(略)</p> <p>第4章 全面緊急事態</p> <p>第1節 組織</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>1 中央</p> <p>(1) 原子力災害対策本部 (中略)</p> <p>原災本部の下に、</p> <p>①原災本部事務局(官邸チーム及びERCチーム)(以下「官邸チーム」及び「ERCチーム」という。)</p> <p>②被災者支援チーム</p> <p>③関係局長等会議</p> <p>を置く。</p> <p>①原災本部事務局</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) ERCチーム</p> <p>○設置場所：原則としてERC</p> <p>○構成：ERCチーム事務局長：規制庁次長(又は代理の職員)</p> <p>オンサイト総括：規制庁長官官房緊急事態対策監(又は代理の職員)</p> <p>オフサイト総括：規制庁長官官房放射線防護グループ長</p> <p>事務局機能班：総括班</p> <p>運営支援班</p> <p>広報班</p> <p>国際班</p> <p>プラント班</p> <p>オフサイト総括班</p>
---	---

住民安全班  
医療班  
実動対処班  
複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

○オンサイト総括は、プラント班を中心に、ERC内の各機能班におけるオンサイトに係る事務の総括を行う。また、オフサイト総括は、放射線班、住民安全班、医療班、複合災害調整班を中心に、ERC内のオフサイトに係る事務の総括を行う。（以下略）

②~~原災本部~~原子力被災者生活支援チーム

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁職員が併任）

事務局機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

~~原子力被災自治体支援チーム（以下「被災自治体支援チーム」という。）~~

事務局構成員：内閣府職員、原子力利用省庁職員、関係省庁職員

○段階的な防護措置が完了した後の住民等<sup>1</sup>の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部の下に支援チームを設置する。

放射線班  
住民安全班  
医療班  
実動対処班  
複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

○オンサイト総括は、プラント班を中心に、ERC内の各機能班におけるオンサイトに係る事務の総括を行う。また、オフサイト総括は、ERCチームオフサイト総括班の支援を受けて、放射線班、住民安全班、医療班、複合災害調整班を中心に、ERC内のオフサイトに係る事務の総括を行う。（以下略）

②被災者支援チーム

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁職員が併任）

事務局機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

自治体支援チーム

事務局構成員：内閣府職員、原子力利用省庁職員、関係省庁職員

○段階的な防護措置が完了した後の住民等<sup>11</sup>の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部の下に被災者支援チームを設置する。

○支援チーム事務局の編成については、施設敷地緊急事態の際、原子力利用省庁執務室等に参集した職員に加え、必要に応じて追加で人員の投入を行い、体制強化を図るものとする。

○また、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び支援チームの必要な要員を、被災自治体支援チームとして原子力被災道府県庁舎等へ派遣し、国と被災地方公共団体の連絡の円滑化を図る。

### ③関係局長等会議

○開催場所：原則として官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

構成員：原災本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣広報官

内閣府政策統括官（防災担当）

内閣府食品安全委員会事務局長

警察庁警備局長

消費者庁次長

総務省大臣官房長

（以下略）

## 2 現地（略）

（1）オフサイトセンター

① 原子力災害現地対策本部（略）

○被災者支援チーム事務局の編成については、施設敷地緊急事態の際、原子力利用省庁執務室等に参集した職員に加え、必要に応じて追加で人員の投入を行い、体制強化を図るものとする。

○また、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び被災者支援チームの必要な要員を、自治体支援チームとして原子力被災道府県庁舎等へ派遣し、国と被災地方公共団体の連絡の円滑化を図る。

○自治体支援チームは、被災地方公共団体等における被災者生活支援に関する支援ニーズの聞き取りや、被災地方公共団体等に対して当該ニーズに対応する取り組みに関する情報提供を行う。

### ③関係局長等会議（略）

○開催場所：原則として官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

構成員：被災者支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣広報官

内閣府政策統括官（防災担当）

内閣府食品安全委員会事務局長

警察庁警備局長

消費者庁次長

総務省大臣官房総括審議官

（以下略）

## 2 現地（略）

（1）オフサイトセンター

① 原子力災害現地対策本部（略）

② 原子力災害合同対策協議会

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○**構成員**：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）  
原災現地本部長  
原災現地本部員その他の職員  
（以下略）

（2）～（7）（略）

【フェーズ2：初動対応後】

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸・内閣府本府庁舎からERCに移す。

具体的には、関係局長等会議で活動内容の重点の移行を確認した上で、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が原災本部長及び副本部長の了解を得て、内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、ERCチームに統合される。（以下略）

（1）原災本部＜原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様＞（略）

① 原災本部事務局

○設置場所：原則としてERC

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局機能班：総括班

運営支援班

広報班

国際班

プラント班

放射線班

② 原子力災害合同対策協議会

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○**構成**：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

**構成員**：原災現地本部長

原災現地本部員その他の職員

（以下略）

（2）～（7）（略）

【フェーズ2：初動対応後】

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸・内閣府本府庁舎からERCに移す。

具体的には、関係局長等会議において活動内容の重点の移行を確認した上で、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が原災本部長及び副本部長の了解を得た後、内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、ERCチームに統合される。（以下略）

（1）原災本部＜原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様＞（略）

① 原災本部事務局

○設置場所：原則としてERC

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局機能班：総括班

運営支援班

広報班

国際班

プラント班

オフサイト総括班

住民安全班  
医療班  
実動対処班  
複合災害調整班(大規模複合災害時のみ設置)

(以下略)

②~~原災本部~~原子力被災者生活支援チーム<事態の進展に応じて、官邸チーム及びERCチームに参集した職員の中から配置換えを行うほか、必要に応じて追加で関係省庁に参集要請を行い、体制強化を図る。>

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）

事務局機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

~~被災~~自治体支援チーム

③関係局長等会議

○開催場所：原則としてERC又は官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

~~原災本部~~原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

構成員：内閣官房危機管理審議官

放射線班  
住民安全班  
医療班  
実動対処班  
複合災害調整班(大規模複合災害時のみ設置)

(以下略)

②被災者支援チーム<事態の進展に応じて、官邸チーム及びERCチームに参集した職員の中から配置換えを行うほか、必要に応じて追加で関係省庁に参集要請を行い、体制強化を図る。>

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）

事務局機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

自治体支援チーム

③関係局長等会議

○開催場所：原則としてERC又は官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

被災者支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

構成員：内閣官房危機管理審議官



内閣審議官（内閣情報調査室）  
内閣広報官  
内閣府政策統括官（防災担当）  
内閣府食品安全委員会事務局長  
警察庁警備局長  
消費者庁次長  
総務省大臣官房長  
（以下略）

④関係省庁事故対策連絡会議

○設置場所：原則としてERC

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

関係省庁：原災本部原子力被災者生活支援チーム内閣府担当参事官

内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勸告広報課長

警察庁警備局警備運用部警備第三課長

（以下略）

⑤モニタリング調整会議

○開催場所：原則としてERC

○構成：議長：環境大臣

副議長：環境副大臣（又は環境大臣政務官）

事務局長：規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

環境省水・大気環境局長

構成員：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

内閣府原災本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐

（以下略）

内閣審議官（内閣情報調査室）  
内閣広報官  
内閣府政策統括官（防災担当）  
内閣府食品安全委員会事務局長  
警察庁警備局長  
消費者庁次長  
総務省大臣官房総括審議官  
（以下略）

④関係省庁事故対策連絡会議

○設置場所：原則としてERC

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

関係省庁：被災者支援チーム内閣府担当参事官内閣官房内閣参事官（事

態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勸告広報課長

警察庁警備局警備運用部警備第三課長

（以下略）

⑤モニタリング調整会議

○開催場所：原則としてERC

○構成：議長：環境大臣

副議長：環境副大臣（又は環境大臣政務官）

事務局長：規制庁長官官房放射線防護グループ長

環境省水・大気環境局長

構成員：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

被災者支援チーム事務局長補佐

（以下略）

<p>2 現地（略）</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>〔組織に関する業務〕</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 原子力被災者生活支援チームの設置</p> <p>9 その他事項</p> <p>〔オンサイト関連業務〕（略）</p> <p>〔オフサイト関連業務〕</p> <p>13～15（略）</p> <p>16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護&lt;プラント班、複合災害調整班&gt;</p> <p>（以下略）</p> <p>1 原子力緊急事態宣言の発出</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>（1）原子力緊急事態の認定等</p> <p>①委員会が規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式－4、様式－6）及び関係地方公共団体の長への指示案（様式－5）を作成し、書面をもって内閣官房（事態）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。その際、緊急時モニタリングの結果等を添えて送付する。なお、送付に当たっては、その受信確認を可能な手段（テレビ会議システム、衛星電話等）により行う。（以下略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）避難等に関する地方公共団体の長への指示</p> <p>内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第15条第3項に基づき、PAZ内の道府県知事及び市町村長に対して避難及び安定ヨウ</p>	<p>2 現地（略）</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>〔組織に関する業務〕</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 被災者支援チームの設置</p> <p>9 その他事項</p> <p>〔オンサイト関連業務〕（略）</p> <p>〔オフサイト関連業務〕</p> <p>13～15（略）</p> <p>16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護&lt;プラント班、<u>オフサイト総括班</u>、複合災害調整班&gt;</p> <p>（以下略）</p> <p>1 原子力緊急事態宣言の発出</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>（1）原子力緊急事態の認定等</p> <p>①委員会が規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式－4、様式－6）及び関係地方公共団体の長への指示案（様式－5）を作成し、書面をもって内閣官房（事態）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。その際、緊急時モニタリング結果、避難手段等の住民避難に関する情報を添えて送付する。なお、送付に当たっては、その受信確認を可能な手段（テレビ会議システム、衛星電話等）により行う。（以下略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）避難等に関する地方公共団体の長への指示</p> <p>内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第15条第3項に基づき、PAZ内の道府県知事及び市町村長に対して避難及び安定ヨウ</p>
---	---

素剤の服用の指示を行う。また、UPZ内の道府県知事及び市町村長に対して、屋内退避の実施及び避難度の防護措置の準備を指示する。

ERCチーム住民安全班は、指示内容及び緊急時モニタリング情報等を都道府県の災害対策本部、PAZ内の地方公共団体及び現地住民安全班に伝達する。また、必要に応じて、現地事故対策本部長より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達する。(以下略)

## 2 原災本部及び原災現地本部の設置

### 【フェーズ1：初動対応】

#### (1) 設置手続

##### ①～② (略)

③ 内閣府(原子力防災担当)は、速やかに原災本部設置のための閣議請議書等の決裁手続を行い、内閣官房(内閣総務官室)に提出する。時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続は事後に行う(様式-7、様式-8)。

(以下略)

#### 3 原災本部会議の開催(略)

#### 4 関係局長等会議の開催(略)

#### 5 原災本部長の権限及びその行使の考え方(略)

#### 6 UPZ外の地方公共団体への協力要請(略)

## 7 原子力災害合同対策協議会の開催

### 【フェーズ1：初動対応】(略)

#### (1) 全体会議

○ 目的(略)

○ 構成員：事務局長：内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代

素剤の服用の指示を行う。また、UPZ内の道府県知事及び市町村長に対して、屋内退避の実施及び避難度の防護措置の準備を指示する。

ERCチーム住民安全班は、指示内容及び避難経路や避難手段等の住民避難に関する情報を関係道府県の災害対策本部、PAZ内の地方公共団体及び現地住民安全班に伝達する。また、必要に応じて、事故現地対策本部長より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達する。(以下略)

## 2 原災本部及び原災現地本部の設置

### 【フェーズ1：初動対応】

#### (1) 設置手続

##### ①～② (略)

③ 内閣府(原子力防災担当)は、速やかに原災本部設置のための閣議請議書等の決裁手続を行い、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房(内閣総務官室)に提出する。時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続は事後に行う(様式-7、様式-8)。(以下略)

#### 3 原災本部会議の開催(略)

#### 4 関係局長等会議の開催(略)

#### 5 原災本部長の権限及びその行使の考え方(略)

#### 6 UPZ外の地方公共団体への協力要請(略)

## 7 原子力災害合同対策協議会の開催

### 【フェーズ1：初動対応】(略)

#### (1) 全体会議

○ 目的(略)

○ 構成：事務局長：内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理

理の職員)  
原災現地本部長  
原災本部員その他の職員  
(以下略)

## 8 原子力被災者生活支援チームの設置

### 【フェーズ1：初動対応】

#### (1) 設置手続き

段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため原災本部事務局は、原災本部設置後直ちに、支援チームの設置に係る原災本部長決定の手続を行う（様式-22）。

#### (2) 主な任務

支援チームは、(以下略)

#### (3) ~ (4) (略)

#### (5) 原子力被災自治体支援チーム

原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び支援チームの必要な要員を、被災自治体支援チームとして原子力被災道府県庁舎等へ派遣し、国と被災地方公共団体の連絡の円滑化を図る。

## 9 その他事項 (略)

## 10 プラント情報集約 (略)

## 11 オンサイトの事故収束活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁) (略)

の職員)  
**構成員**：原災現地本部長  
原災現地本部員その他の職員  
(以下略)

## 8 被災者支援チームの設置

### 【フェーズ1：初動対応】

#### (1) 設置手続き

段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため原災本部事務局は、原災本部設置後直ちに、**被災者**支援チームの設置に係る原災本部長決定の手続を行う（様式-22）

#### (2) 主な任務

**被災者**支援チームは、(以下略)

#### (3) ~ (4) (略)

#### (5) 自治体支援チーム

原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び**被災者**支援チームの必要な要員を、自治体支援チームとして原子力被災道府県庁舎等へ派遣し、国と被災地方公共団体の連絡の円滑化を図る。

自治体支援チームは、被災地方公共団体等における被災者生活支援に関する支援ニーズの聞き取りや、被災地方公共団体に対して当該ニーズに対応する自治体支援チームの取り組みに関する情報提供等を行う。

## 9 その他事項 (略)

## 10 プラント情報集約 (略)

## 11 オンサイトの事故収束活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁) (略)

1 2 実動組織の活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁) (略)

1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有<放射線班> (規制庁等) (略)

【フェーズ1】 (略)

【フェーズ2】

(1) 緊急時モニタリングの実施及び支援

支援チーム放射線班が、緊急時モニタリングセンター等と調整し、必要に応じてモニタリング調整会議を開催した上で、委員会が緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する。緊急時モニタリングセンターはその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、支援チーム放射線班は、要請に基づき必要な支援を行う。

【事後対策】

(1) 環境モニタリング

支援チーム放射線班は、(以下略)

(2) その他 (略)

1 4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班> (内閣府、規制庁等各省庁)

【フェーズ1】

(1) 全面緊急事態進展時における地方公共団体への避難等の指示の伝達

原子力緊急事態宣言の発出と同時に、**官邸チーム総括班は原子力緊急事態宣言を、**官邸チーム住民安全班は全面緊急事態における避難等の指示及び公示を、それぞれERCチーム住民安全班に伝達し、ERCチーム住民安全班は、これらを都道府県の災害対策本部、PAZ及びUPZ内の地方公共団体並びに現地住民安全班に伝達する。

1 2 実動組織の活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁) (略)

1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有<放射線班> (規制庁等) (略)

【フェーズ1】 (略)

【フェーズ2】

(1) 緊急時モニタリングの実施及び支援

**被災者**支援チーム放射線班が、緊急時モニタリングセンター等と調整し、必要に応じてモニタリング調整会議を開催した上で、委員会が緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する。緊急時モニタリングセンターはその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、**被災者**支援チーム放射線班は、要請に基づき必要な支援を行う。

【事後対策】

(1) 環境モニタリング

**被災者**支援チーム放射線班は、(以下略)

(2) その他 (略)

1 4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班> (内閣府、規制庁等各省庁)

【フェーズ1】

(1) 全面緊急事態進展時における地方公共団体への避難等の指示の伝達

原子力緊急事態宣言の発出と同時に、官邸チーム**住民安全班は原子力緊急事態宣言、**全面緊急事態における避難等の指示及び公示を、それぞれERCチーム住民安全班に伝達し、ERCチーム住民安全班は、これらを都道府県の災害対策本部、PAZ及びUPZ内の地方公共団体並びに現地住民安全班に伝達する。

また、ERCチーム住民安全班は、ERCチーム広報班の協力を得て、ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。現地住民安全班は、PAZ内への地方公共団体への避難指示伝達後、遅滞なく、PAZ外の地方公共団体へ、PAZ内の道府県及び市町村に対して原災法第15条第3項に基づく避難等の指示を伝達したことを連絡する（以下略）

(2) 全面緊急事態における防護措置の状況等の共有等(略)

(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備

#### ①避難・一時移転の対象地区の特定

ERCチーム放射線班は、モニタリングポストの値が原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベル(以下「OIL」という。)の基準値を超えた場合、オフサイト総括及びERCチーム住民安全班に報告する。

ERCチーム住民安全班は、当該モニタリングポストに対応する避難・一時移転の対象区域を特定し、オフサイト総括の了承を得た後、該当する都道府県及び市町村の災害対策本部に照会する。

オフサイト総括は、施設の状況についてオンサイト総括から情報を得る。オフサイト総括は、避難については数時間以内を目途に、一時移転については1日以内を目途に、避難・一時移転に着手すべき地域を判断し、ERCチーム住民安全班及び官邸チーム住民安全班を通じ原災本部長に報告する。

②～③(略)

(4)～(8)(略)

#### 【フェーズ2】

(1) 追加的避難措置(警戒区域、避難指示区域の設定等)(略)

①ERCチームプラント班は原子力発電所の事故の進展状況及び事故を収束させるための応急措置の実施状況を、また支援チーム放射線班は緊急時モニタリングの結果及び関係機関が行う環境モニタリング測定結果を原災本部へ報告する。

また、ERCチーム住民安全班は、ERCチーム広報班の協力を得て、**委員会**ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。現地住民安全班は、PAZ内への地方公共団体への避難指示伝達後、遅滞なく、PAZ外の地方公共団体へ、PAZ内の道府県及び市町村に対して原災法第15条第3項に基づく避難等の指示を伝達したことを連絡する（以下略）

(2) 全面緊急事態における防護措置の状況等の共有等(略)

(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備

#### ①避難・一時移転の対象地区の特定

ERCチーム放射線班は、モニタリングポストの値が原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベル(以下「OIL」という。)の基準値を超えた場合、**ERCチーム**オフサイト総括**班**及びERCチーム住民安全班に報告する。

ERCチーム住民安全班は、当該モニタリングポストに対応する避難・一時移転の対象区域を特定し、オフサイト総括の了承を得た後、該当する都道府県及び市町村の災害対策本部に照会する。

オフサイト総括**及びERCチームオフサイト総括班**は、施設の状況についてオンサイト総括から情報を得る。オフサイト総括は、避難については数時間以内を目途に、一時移転については1日以内を目途に、避難・一時移転に着手すべき地域を判断し、ERCチーム住民安全班及び官邸チーム住民安全班を通じ原災本部長に報告する。

②～③(略)

(4)～(8)(略)

#### 【フェーズ2】

(1) 追加的避難措置(警戒区域、避難指示区域の設定等)(略)

①ERCチームプラント班は原子力発電所の事故の進展状況及び事故を収束させるための応急措置の実施状況を、また**被災者**支援チーム放射線班は緊急時モニタリングの結果及び関係機関が行う環境モニタリング測定結果を原災本部へ報

支援チーム住民支援班は当該報告を（以下略）

②支援チーム住民支援班は（以下略）

③支援チーム住民支援班は（以下略）

④（略）

⑤支援チーム住民支援班は（以下略）

⑥（略）

#### 1 5 安定ヨウ素剤の服用<医療班>（規制庁）

オフサイト総括は、オンサイト総括から施設の様況やERCチーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の必要性を検討し、必要と判断した際には、ERCチーム医療班に対し安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討させ、その結果を踏まえ、官邸チーム医療班を通じて委員会委員長の確認を受けたのち原災本部長に上申し、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

（以下略）

#### 1 6 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<プラント班、複合災害調整班>

（1）防災業務関係者の防護措置（略）

①全面緊急事態が発生した直後（略）

②防災業務関係者が防護装備類の装備等を実施する段階

（i）（略）

（ii）指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等

携行している装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき、行動する。安定ヨウ素剤の服用は**実動組織**等と同様の要領で服用

告する。**被災者**支援チーム住民支援班は当該報告を（以下略）

②**被災者**支援チーム住民支援班は（以下略）

③**被災者**支援チーム住民支援班は（以下略）

④（略）

⑤**被災者**支援チーム住民支援班は（以下略）

⑥（略）

#### 1 5 安定ヨウ素剤の服用<医療班>（規制庁）

オフサイト総括**及びERCチームオフサイト総括班**は、オンサイト総括から施設の様況やERCチーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、**オフサイト総括**は原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の必要性を検討し、必要と判断した際には、ERCチーム医療班に対し安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討させ、その結果を踏まえ、官邸チーム医療班を通じて委員会委員長の確認を受けたのち原災本部長に上申し、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。（以下略）

#### 1 6 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<プラント班、**オフサイト総括班**、複合災害調整班>

（1）防災業務関係者の防護措置（略）

①全面緊急事態が発生した直後（略）

② 防災業務関係者が防護装備類の装備等を実施する段階

（i）略

（ii）指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等

携行している装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき、行動する。安定ヨウ素剤の服用は**指定行政機関**等と同様の要領で

する。

③放射性物質の放出から沈着まで

放射性物質放出後以後も業務を継続する場合はラミス (RAMIS:Radiation Monitoring Information Sharing and Publication System)等に示される空間放射線量率に注意を払いつつ②の防護措置を継続する。原子力災害対策重点区域外で活動する場合であっても同様に注意を払う。

④ (略)

(2) 防護措置の指示

①オンサイト総括及びERCチームプラント班は、プラント状態（見込みを含む。）について随時オフサイト総括に情報共有し、オフサイト総括は、オンサイト総括及びERCチームプラント班からの情報共有を受け、(1)に示す防災業務関係者の防護措置の実施に関わるプラント状態に該当するかを把握し、当該プラント状態及びオフサイトの状況に応じた防災業務関係者の防護措置の素案を作成する。

② (略)

③原災本部は、原子力災害対策重点区域内の関係地方公共団体及び実動組織等に対し、②の防災業務関係者の防護措置の実施を指示する。

④オフサイト総括は、原災本部において決定された指示文について、ERCチーム住民安全班及びERCチーム実動対処班を通じ、並びにこれらの両班から現地住民安全班及び現地実動対処班を通じ、指定行政機関等に伝達する。指定行政機関等は、緊急事態対応対策の実施を要請した民間事業者等に対して防護措置の内容を伝達する。

なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

(3) 自然災害との複合災害時の対応 (略)

服用する。

③放射性物質の放出から沈着まで

放射性物質放出後以後も業務を継続する場合は放射線モニタリング情報共有・公表システム (RAMIS:Radiation Monitoring Information Sharing and Publication System)等に示される空間放射線量率に注意を払いつつ②の防護措置を継続する。原子力災害対策重点区域外で活動する場合であっても同様に注意を払う。

④ (略)

(2) 防護措置の指示

①オンサイト総括及びERCチームプラント班は、プラント状態（見込みを含む。）について随時オフサイト総括及びERCチームオフサイト総括班に情報共有し、ERCチームオフサイト総括班は、オンサイト総括及びERCチームプラント班からの情報共有を受け、(1)に示す防災業務関係者の防護措置の実施に関わるプラント状態に該当するかを把握し、当該プラント状態及びオフサイトの状況に応じた防災業務関係者の防護措置の素案を作成する。

② (略)

③原災本部は、原子力災害対策重点区域内の指定行政機関等に対し、②の防災業務関係者の防護措置の実施を指示する。

④ERCチームオフサイト総括班は、原災本部において決定された指示文について、ERCチーム住民安全班及びERCチーム実動対処班を通じ、指定行政機関等に伝達する。また、ERCチーム住民安全班及びERCチーム実動対処班は、現地住民安全班及び現地実動対処班を通じて現地の関係機関に連絡する。指定行政機関等は、緊急事態対応対策の実施を要請した民間事業者等に対して防護措置の内容を伝達する。

なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

(3) 自然災害との複合災害時の対応



①(略)

②E R Cチーム複合災害調整班は、原災本部及び政府本部において決定された指示文について、E R Cチーム住民安全班及びE R Cチーム実動対処班を通じ、並びにこれらの両班から現地住民安全班及び現地実動対処班を通じ、原子力災害対策重点区域内の**地方公共団体及び実動組織**等に伝達する。  
(以下略)

1 7 緊急輸送(バス等避難手段の手配) <実動対処班、住民安全班> (内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等) (略)

1 8 原子力災害医療活動<医療班> (規制庁、文部科学省、厚生労働省)  
(1) 原子力災害医療における緊急・救護活動

①原子力災害医療派遣チーム等の派遣調整等(施設敷地緊急事態の通報を受けた段階から準備)

被災道府県は、原子力事業所の事故等により非被災道府県からの原子力災害医療に係る活動の支援が必要であると判断した場合、被災道府県を担当する原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チームの派遣調整を依頼し、選定された原子力災害医療派遣チームを保有する医療機関を管轄する非被災道府県に対して原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

また、被災道府県からの原子力災害医療派遣チームの派遣要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、E R Cチーム医療班等が非被災道府県に対して、被災道府県への原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

なお、原子力災害医療・総合支援センターは、選定した原子力災害医療派遣チームの情報をE R Cチーム医療班に伝達する。原子力災害医療派遣チームは、被災道府県が設置する災害対策本部に配置された原子力災害医療調整官の指示する派遣先において医療活動等を行う。

E R Cチーム医療班又は被災道府県等は、被ばく医療に関する支援が必要と判断した場合には、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支

①(略)

②E R Cチーム複合災害調整班は、原災本部及び政府本部において決定された指示文について、E R Cチーム住民安全班及びE R Cチーム実動対処班を通じ、並びにこれらの両班から現地住民安全班及び現地実動対処班を通じ、原子力災害対策重点区域内の**指定行政機関**等に伝達する。  
(以下略)

1 7 緊急輸送(バス等避難手段の手配) <実動対処班、住民安全班> (内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等) (略)

1 8 原子力災害医療活動<医療班> (規制庁、文部科学省、厚生労働省)  
(1) 原子力災害医療における緊急・救護活動

①原子力災害医療派遣チーム等の派遣調整等(施設敷地緊急事態の通報を受けた段階から準備)

被災道府県は、原子力事業所の事故等により非被災道府県からの原子力災害医療に係る活動の支援が必要であると判断した場合、被災道府県を担当する原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チームの派遣調整を依頼し、選定された原子力災害医療派遣チームを保有する医療機関を管轄する非被災道府県に対して原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

また、被災道府県からの原子力災害医療派遣チームの派遣要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、E R Cチーム医療班等が非被災道府県に対して、被災道府県への原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

なお、原子力災害医療・総合支援センターは、選定した原子力災害医療派遣チームの情報をE R Cチーム医療班に伝達する。原子力災害医療派遣チームは、被災道府県が設置する災害対策本部に配置された原子力災害医療調整官の指示する派遣先において医療活動等を行う。

E R Cチーム医療班又は被災道府県等は、被ばく医療に関する支援が必要と判断した場合には、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支

援センターに被ばく医療に関する専門家の派遣を要請する。または、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に緊急被ばく医療支援チーム（REMAT）の派遣を要請する。

②～⑤（略）

（２）～（４）（略）

#### 1 9 健康調査・管理＜医療班＞（環境省、規制庁、厚生労働省）

（１）原子力被災者等の被ばく線量の把握（略）

（２）原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施

①～③（略）

④現地医療班は、対象地域の住民に対する心身の健康に関する相談に応じるため、要に応じ、地方公共団体による健康相談窓口開設のための協力等を行うものとする。

⑤（略）

（３）被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等（略）

①支援チーム医療班（支援チーム医療班が組織（以下略）

#### 2 0 警戒区域等への一時立入り等＜住民支援班＞（内閣府、規制庁、警察庁、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁）

##### 【フェーズ２】

（１）一時立入り等の実施の準備段階

・（略）

・支援チーム住民支援班は、警戒区域内の住民及び（以下略）

（２）一時立入り等の実施

・（略）

・支援チーム住民支援班、関係省庁、地方公共団体（以下略）

・支援チーム住民支援班は、国土交通省の支援の下（以下略）

援センターに被ばく医療に関する専門家の派遣を要請する。または、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に緊急被ばく医療支援チーム

（REMAT:Radiation Emergency Medical Assistance Team）の派遣を要請する。

②～⑤（略）

（２）～（４）（略）

#### 1 9 健康調査・管理＜医療班＞（環境省、規制庁、厚生労働省）

（１）原子力被災者等の被ばく線量の把握（略）

（２）原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施

①～③（略）

④現地医療班は、対象地域の住民に対する心身の健康に関する相談に応じるため、必要に応じ、地方公共団体による健康相談窓口開設のための協力等を行うものとする。

⑤（略）

（３）被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等

①被災者支援チーム医療班（被災者支援チーム医療班が組織（以下略）

#### 2 0 警戒区域等への一時立入り等＜住民支援班＞（内閣府、規制庁、警察庁、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁）（略）

##### 【フェーズ２】

（１）一時立入り等の実施の準備段階

・（略）

・被災者支援チーム住民支援班は、警戒区域内の住民及び（以下略）

（２）一時立入り等の実施

・（略）

・被災者支援チーム住民支援班、関係省庁、地方公共団体（以下略）

・被災者支援チーム住民支援班は、国土交通省の支援の下（以下略）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、支援チーム住民支援班、関係省庁及び地方公共団体（以下略）</li> <li>・支援チーム住民支援班、関係省庁、地方公共団体（以下略）</li> <li>・支援チーム住民支援班は、一時立入り等の（以下略）</li> </ul> <p>(3) (略)</p> <p>2 1 緊急物資の調達・補給等&lt;実動対処班、住民安全班、住民支援班&gt;（内閣府、規制庁、物資支援省庁等）(略)</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2共通】</p> <p>(1) 原災本部等による物資の調達、共通活動の要請等 ERCチーム実動対処班（段階的な防護措置が完了した後の住民等への対応については支援チーム住民支援班。以下同じ。）は、(以下略)</p> <p>2 2 飲食物の摂取制限・出荷制限 &lt;放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）&gt;（厚生労働省、農林水産省等）(略)</p> <p>2 3 放射性物質による環境の汚染への対処 &lt;放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）&gt;（環境省等）(略)</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】</p> <p>(1) 基本的な考え方 支援チーム放射線班は、関係省庁（以下略）</p> <p>(2) 除染等の措置等及び放射線物質により汚染された廃棄物の処理 支援チーム放射線班は、原子力災害の事態（以下略）</p> <p>(3) 汚染物対策 放射性物質の大量放出が確認された段階で、ERCチーム放射線班又は支援チーム放射線班は、（以下略）</p> <p>2 4 経済・産業等への対応等（各省庁）(略)</p> <p>2 5 原子力被災者の避難・受入先の確保&lt;住民支援班&gt;（内閣府、国土交通省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、被災者支援チーム住民支援班、関係省庁及び地方公共団体（以下略）</li> <li>・被災者支援チーム住民支援班、関係省庁、地方公共団体（以下略）</li> <li>・被災者支援チーム住民支援班は、一時立入り等の（以下略）</li> </ul> <p>(3) (略)</p> <p>2 1 緊急物資の調達・補給等&lt;実動対処班、住民安全班、住民支援班&gt;（内閣府、規制庁、物資支援省庁等）(略)</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2共通】</p> <p>(1) 原災本部等による物資の調達、共通活動の要請等 ERCチーム実動対処班（段階的な防護措置が完了した後の住民等への対応については被災者支援チーム住民支援班。以下同じ。）は、(以下略)</p> <p>2 2 飲食物の摂取制限・出荷制限 &lt;放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）&gt;（厚生労働省、農林水産省等）(略)</p> <p>2 3 放射性物質による環境の汚染への対処 &lt;放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）&gt;（環境省等）</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】</p> <p>(1) 基本的な考え方 被災者支援チーム放射線班は、関係省庁（以下略）</p> <p>(2) 除染等の措置等及び放射線物質により汚染された廃棄物の処理 被災者支援チーム放射線班は、原子力災害の事態（以下略）</p> <p>(3) 汚染物対策 放射性物質の大量放出が確認された段階で、ERCチーム放射線班又は被災者支援チーム放射線班は、（以下略）</p> <p>2 4 経済・産業等への対応等（各省庁）(略)</p> <p>2 5 原子力被災者の避難・受入先の確保&lt;住民支援班&gt;（内閣府、国土交通省）</p>
---	---

<p>(略)</p> <p>2 6 広報・情報発信活動&lt;広報班、国際班、広報・国際班&gt; (規制庁) (略)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 情報発信体制 (略)</p> <p>(2) 各機関の広報に関する役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦支援チーム広報・国際班 (以下略)</p> <p>【フェーズ2】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【事後対策】 (略)</p> <p>2 7 海外等からの支援受入れ &lt;国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班&gt; (規制庁等) (略)</p> <p>2 8 行政文書の作成等、記録の保存&lt;総括班&gt; (略)</p> <p>第3節 体制の変更</p> <p>1 全面緊急事態が解消した場合 (略)</p> <p>第2編 事後対策業務</p> <p>第1章 事後対策業務</p> <p>第1節 組織 (略)</p> <p>1 中央</p> <p>(1) 原災本部&lt;原則として設置場所はフェーズ2と同様&gt;</p> <p>①原災本部事務局 (略)</p> <p>②原災本部原子力被災者生活支援チーム (略)</p> <p>③関係局長等会議 (略)</p> <p>④関係省庁事後対策連絡会議</p> <p>○開催場所：原則としてERC</p>	<p>(略)</p> <p>2 6 広報・情報発信活動&lt;広報班、国際班、広報・国際班&gt; (規制庁) (略)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 情報発信体制 (略)</p> <p>(2) 各機関の広報に関する役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦被災者支援チーム広報・国際班 (以下略)</p> <p>【フェーズ2】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【事後対策】 (略)</p> <p>2 7 海外等からの支援受入れ &lt;国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班&gt; (規制庁等) (略)</p> <p>2 8 行政文書の作成等、記録の保存&lt;総括班&gt; (略)</p> <p>第3節 体制の変更</p> <p>1 全面緊急事態が解消した場合 (略)</p> <p>第2編 事後対策業務</p> <p>第1章 事後対策業務</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) 原災本部&lt;原則として設置場所はフェーズ2と同様&gt;</p> <p>①原災本部事務局 (略)</p> <p>②被災者支援チーム (略)</p> <p>③関係局長等会議 (略)</p> <p>④関係省庁事後対策連絡会議</p> <p>○開催場所：原則としてERC</p>
---	---

○構成員は、以下を基準とする。

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

構成員：原災本部原子力被災者生活支援チーム内閣府担当参事官

内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長

警察庁警備局警備運用部警備第三課長

（以下略）

⑤モニタリング調整会議（略）

2 現地（略）

第2節 事後対策業務

1 関係省庁事後対策連絡会議の開催（略）

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員

第1章 機能班別業務

1 各拠点別の基本的な役割

（1）～（6）（略）

①総括班（略）

○構成員は、以下を基準とする。

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

構成員：被災者支援チーム内閣府担当参事官

内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長

警察庁警備局警備運用部警備第三課長

（以下略）

⑤モニタリング調整会議（略）

2 現地（略）

第2節 事後対策業務

1 関係省庁事後対策連絡会議の開催（略）

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員

第1章 機能班別業務

1 各拠点別の基本的な役割

（1）～（6）（略）

①総括班（略）

<p>官邸チーム総括班 原災本部事務局</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整</li> <li>・原災本部長の指示等に関する連絡・総合調整（プラント班、住民安全班、医療班、放射線班及び実動対処班と協力）</li> </ul> <p>(以下略)</p>
<p>ERCチーム総括班 原災本部事務局</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原災本部の運営（原災本部の被害報の取りまとめ）</li> <li>・ERC内閣機能班、関係省庁、現地総括班等からの各種情報の取りまとめ及び官邸チーム総括班への連絡</li> <li>・ERC内各機能班間の総合調整</li> <li>・現地への要員派遣に関する総合調整</li> <li>・関係指定公共機関(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)への支援要請</li> <li>・官邸チーム総括班の支援</li> <li>・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整</li> </ul> <p>(以下略)</p>
<p>原災現地本部事務局 総括班</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原災現地対策本部長、副本部長等の補佐業務</li> <li>・原子力災害合同対策協議会の運営・事務（資料取りまとめ、議事録作成等）</li> </ul> <p>(以下略)</p>

②運営支援班（略）

<p>官邸チーム総括班 原災本部事務局</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整</li> <li>・<u>被災者支援チーム設置上申について連絡・調整</u></li> <li>・原災本部長の指示等に関する連絡・総合調整（プラント班、住民安全班、医療班、放射線班及び実動対処班と協力）</li> </ul> <p>(以下略)</p>
<p>ERCチーム総括班 原災本部事務局</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原災本部の運営（原災本部の被害報の取りまとめ）</li> <li>・ERC内閣機能班、関係省庁、現地総括班等からの各種情報の取りまとめ及び官邸チーム総括班への連絡</li> <li>・ERC内各機能班間の総合調整</li> <li>・現地への要員派遣に関する総合調整</li> <li>・関係指定公共機関(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)への支援要請</li> <li>・官邸チーム総括班の支援</li> <li>・官邸危機管理センターリエゾン <u>及び被災者支援チーム総括班</u>との連絡・調整</li> </ul> <p>(以下略)</p>
<p>原災現地本部事務局 総括班</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原災現地対策本部長、副本部長等の補佐業務</li> <li>・<u>オフサイトセンターの運営・管理</u></li> <li>・原子力災害合同対策協議会の運営・事務（資料取りまとめ、議事録作成等）</li> </ul> <p>(以下略)</p>

②運営支援班（略）

- ③広報班（略）
- ④国際班（略）
- ⑤プラント班（略）

官邸チームプラン 原災本部事務局	(略)
ERCチームプラント班 原災本部事務局	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ERCチーム各機能班との連絡・調整</li> <li>・プラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど、住民避難や防災業務関係者の安全確保に関する情報をオフサイト総括に情報提供</li> <li>・官邸チームプラント班及び緊急事態対策監等と連携して法令に基づく指示発出に必要な手続を実施</li> </ul> <p>(以下略)</p>
プラントチーム 原災現地本部事務局	(略)
即応センター 原子力施設事態	(略)

- ③広報班（略）
- ④国際班（略）
- ⑤プラント班（略）

官邸チームプラン 原災本部事務局	(略)
ERCチームプラント班 原災本部事務局	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ERCチーム各機能班との連絡・調整</li> <li>・プラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど、住民避難や防災業務関係者の安全確保に関する情報を <u>ERCチーム</u>オフサイト総括班に情報提供</li> <li>・官邸チームプラント班及び緊急事態対策監等と連携して法令に基づく指示発出に必要な手続を実施</li> </ul> <p>(以下略)</p>
プラントチーム 原災現地本部事務局	(略)
即応センター 原子力施設事態	(略)

⑥オフサイト総括班

ERCチーム放射線班、住民安全班、医療班並びに複合災害調整班（以下「ERCチームオフサイト系機能班」という。）及びERCチームプラント班とオフサイト総括の間の情報共有、調整、連携を確実にするとともに、オフサイトに係る官邸、オフサイトセンター、地方公共団体との連携を行う。オフサイトに係る業務について、オフサイト総括の指示の下、対応する。

ERC  
チーム  
オフ  
サイ  
ト  
総  
括  
班  
原  
災  
本  
部  
事  
務  
局

○総括担当業務

- ・ERCチームオフサイト系機能班との情報共有
- ・ERCチームオフサイト系機能班が作成する各種の計画案、指示文案等確認、  
必要に応じた指示や助言についてオフサイト総括の指示の下、対応する。
- ・官邸チーム、現地チーム、地方公共団体等との情報共有・調整
- ・オフサイト関連の情報に関する資料の集約・共有
- ・オフサイト関連の情報に関するクロノロジーの作成

○プラント情報収集担当業務

- ・オンサイト総括及びERCチームプラント班からのプラント情報を収集し、必要に応じてERCチームプラント班へ状況確認を行う。

○住民安全情報収集担当業務

- ・住民の避難に関する状況及びインフラや避難経路等の被災状況の情報を収集して、ホワイトボードへ記入する。

○機能班情報収集担当業務

- ・クロノロジー等から各機能班の活動状況を収集して、ホワイトボードへ記入する。



⑥放射線班

(略)

<p>官邸チーム放射線 原災本部事務局</p>	<p>(略)</p>
<p>ERCチーム放射線班 原災本部事務局</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸チーム放射線班との連絡・調整</li> <li>・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を集約</li> <li>・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターと共有</li> <li>・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム放射線班、ERCチーム各機能班、現地放射線班、緊急時モニタリングセンターに共有</li> </ul> <p>○記録担当業務(略)</p> <p>○モニタリング計画担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整</li> <li>・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析（モニタリング結果の総合的評価を含む。）し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、<del>本</del>サイト総括及びERCチーム各機能班に情報共有する。</li> </ul> <p>(以下略)</p>

⑦放射線班

(略)

<p>官邸チーム放射線 原災本部事務局</p>	<p>(略)</p>
<p>ERCチーム放射線班 原災本部事務局</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸チーム放射線班との連絡・調整</li> <li>・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を集約</li> <li>・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を、官邸チーム放射線班、現地放射線班、<u>被災者支援チーム放射線班</u>及び緊急時モニタリングセンターと共有</li> <li>・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム放射線班、ERCチーム各機能班、現地放射線班、<u>被災者支援チーム放射線班及び</u>緊急時モニタリングセンターに共有</li> </ul> <p>○記録担当業務(略)</p> <p>○モニタリング計画担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整</li> <li>・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析（モニタリング結果の総合的評価を含む。）し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する。</li> </ul> <p>(以下略)</p>

放射線班 原災現地本部事務局	(略)	放射線班 原災現地本部事務局	(略)
緊急時モニタリング センター	(略)	緊急時モニタリング センター	(略)

⑦住民安全班

(略)

<p>官邸チーム住民安全班 原災本部事務局</p>	<p>(略)</p>
<p>ERCチーム住民安全班 原災本部事務局</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸チーム住民安全班との連絡・調整</li> <li>・住民の避難情報を、官邸チーム住民安全班、オフサイト総括と共有する。</li> <li>・避難等指示に関する決定事項を現地住民安全班へ連絡するとともに、関係地方公共団体へ伝達する。</li> <li>・各種会議における住民避難、交通規制に関する情報等に関する資料を作成し、官邸チーム住民安全班、ERC内各機能班、現地住民安全班に共有する。</li> <li>・国内の関係機関からの支援申出への対応 (以下略)</li> </ul>
<p>住民安全班 原災現地本部事務局</p>	<p>(○総括担当業務 (略))</p> <p>○住民避難・輸送担当業務 (略)</p> <p>○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 (略)</p> <p>○住民支援・要望対応担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被ばくの防護措置が講じられた施設 (UPZ内の屋内退避を含む。)等に避難している住民等に係る必要な食料・生活必需品、資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取 (段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応は、支援チーム住民支援班が担当する。) (以下略)</li> </ul>

⑧住民安全班

(略)

<p>官邸チーム住民安全班 原災本部事務局</p>	<p>(略)</p>
<p>ERCチーム住民安全班 原災本部事務局</p>	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸チーム住民安全班及び被災者支援チーム住民支援班との連絡・調整</li> <li>・住民の避難情報を、官邸チーム住民安全班、ERCチームオフサイト総括班及び被災者支援チーム住民支援班と共有する。</li> <li>・避難等指示に関する決定事項を現地住民安全班及び被災者支援チーム住民支援班へ連絡するとともに、関係地方公共団体へ伝達する。</li> <li>・各種会議における住民避難、交通規制に関する情報等に関する資料を作成し、官邸チーム住民安全班、ERC内各機能班、現地住民安全班及び被災者支援チーム住民支援班に共有する。</li> <li>・国内の関係機関からの支援申出への対応 (以下略)</li> </ul>
<p>住民安全班 原災現地本部事務局</p>	<p>○総括担当業務 (略)</p> <p>○住民避難・輸送担当業務 (略)</p> <p>○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 (略)</p> <p>○住民支援・要望対応担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被ばくの防護措置が講じられた施設 (UPZ内の屋内退避を含む。)等に避難している住民等に係る必要な食料・生活必需品、資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取 (段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応は、被災者支援チーム住民支援班が担当する。) (以下略)</li> </ul>

		略)	
⑧医療班 (略)		⑨医療班 (略)	
官邸チーム医療 原災本部事務局	(略)	官邸チーム医療 原災本部事務局	(略)
ERCチーム医療班 原災本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸チーム医療班との連絡・調整</li> <li>・現地医療班との連絡・調整</li> <li>・原子力災害医療活動等に関する情報の集約</li> <li>・原子力災害医療活動等に関する情報を官邸チーム医療班と共有</li> <li>・原子力災害医療活動等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム医療班、ERC内各機能班、現地医療班に共有 (以下略)</li> </ul> </li> </ul>	ERCチーム医療班 原災本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・官邸チーム医療班との連絡・調整</li> <li>・現地医療班との連絡・調整</li> <li>・被災者支援チーム医療班との連絡・調整</li> <li>・原子力災害医療活動等に関する情報の集約</li> <li>・原子力災害医療活動等に関する情報を官邸チーム医療班及び被災者支援チーム医療班と共有</li> <li>・原子力災害医療活動等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム医療班、ERC内各機能班、現地医療班及び被災者支援チーム医療班に共有 (以下略)</li> </ul> </li> </ul>
原災現地本部事務局 医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療活動等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成</li> <li>・現地各機能班への医療班に関する情報の共有</li> <li>・官邸チーム医療班及びERCチーム医療班との情報共有・調整</li> </ul> </li> <li>○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療派遣チーム要員の派遣先の調整支援</li> <li>・関係機関における、被ばく傷病者等の搬送等が円滑に行われるよう必要に応じて支援</li> <li>・県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関して指導・助言 (以下略)</li> </ul> </li> </ul>	原災現地本部事務局 医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療活動等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成</li> <li>・現地各機能班への医療班に関する情報の共有</li> <li>・官邸チーム医療班及びERCチーム医療班及び被災者支援チーム医療班との情報共有・調整</li> </ul> </li> <li>○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療派遣チーム要員の派遣先の調整支援</li> <li>・関係機関における、被ばく傷病者等の搬送等が円滑に行われるよう必要に応じて支援</li> <li>・道府県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関して指導・助言(以下略)</li> </ul> </li> </ul>

⑨実動対処班

(略)

官邸チーム実動対処班 原災本部事務局	(略)
ERCチーム実動対処班 原災本部事務局	(略)
実動対処班 原災現地本部事務局	(略)
原子力事業所災害 対策支援拠点	・実動組織と連携した防災資機材の供給等原子力事業者の事故収束 対応を実施するための活動を支援_等

⑩実動対処班

(略)

官邸チーム実動対処班 原災本部事務局	(略)
ERCチーム実動対処班 原災本部事務局	(略)
実動対処班 原災現地本部事務局	(略)
原子力事業所災害 対策支援拠点	・実動組織と連携した防災資機材の供給等原子力事業者の事故収束 対応を実施するための活動を支援等

㊦ 複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

（略）

ERC チーム 複合災害調整班 原災本部事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模複合災害時にオフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関する助言等を検討し、決定した後に、政府本部事務局に対し、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、助言及び支援<u>  </u>を行い、原災本部長及び政府本部長の連名指示文を発出する。</li><li>・指示文の発出及び政府本部への助言及び支援の実施に当たっては、オフサイト総括の総括の下、ERCチーム住民安全班、放射線班及び医療班等と連携しつつ業務を行う。</li></ul>
----------------------------------	---

㊧ 複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

（略）

ERC チーム 複合災害調整班 原災本部事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模複合災害時にオフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関する助言等を検討し、決定した後に、政府本部事務局に対し、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、助言及び支援<u>  </u>を行い、原災本部長及び政府本部長の連名指示文を発出する。</li><li>・指示文の発出及び政府本部への助言及び支援の実施に当たっては、オフサイト総括の総括の下、ERCチーム住民安全班、放射線班及び医療班等と連携しつつ業務を行う。</li></ul>
----------------------------------	---

(7) 原災本部支援チームの役割

(略)

①総括班

各機能班の行う各種緊急事態対応対策に関する総合調整を行う。

○調整1 担当業務

- ・ 支援チーム各機能班が実施する業務の情報集約・総合調整
- ・ 支援チーム事務局長等の補佐業務
- ・ 被災者生活支援に係る官邸での各種連絡会議の対応
- ・ 被災者生活支援に係る原災本部会議・関係局長等会議などへの対応

○調整2 担当業務

- ・ 被災者生活支援に係る与野党の部会やPT等の対応を含めた国会対応
- ・ 被災者生活支援に係る国会関連資料の作成・保管
- ・ 被災者生活支援に係る国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む。）
- ・ 庶務関係を含め内閣官房や関係省庁との調整業務

○制度・予算担当業務（略）

支援チーム総括班  
原災本部

(7) 被災者支援チームの役割

(略)

①総括班

各機能班の行う各種緊急事態対応対策に関する総合調整を行う。

○調整1 担当業務

- ・ 被災者支援チーム各機能班が実施する業務の情報集約・総合調整
- ・ 被災者支援チーム事務局長等の補佐業務
- ・ 被災者生活支援に係る官邸での各種連絡会議の対応
- ・ 被災者生活支援に係る原災本部会議・関係局長等会議などへの対応
- ・ 官邸総括班及びERC総括班との連絡・調整
- ・ ERC総括班と原子力被災道府県庁舎等への派遣についての調整
- ・ 各機能班の情報の集約、記録
- ・ 被災者支援チームにおける各事象のクロノロジーの作成（その他各機能班が担当するものを除く。）

○調整2 担当業務

- ・ 被災者生活支援に係る与野党の部会やPT等の対応を含めた国会対応
- ・ 被災者生活支援に係る国会関連資料の作成・保管
- ・ 被災者生活支援に係る国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む。）
- ・ 庶務関係を含め内閣官房や関係省庁との調整業務
- ・ 被災者支援チームの環境整備（仮眠室の確保を含む。）
- ・ 被災者支援チームの食料等の調達（日用品の調達を含む。）
- ・ 被災者支援チームの衛生管理
- ・ 各種通信回線の確保

○制度・予算担当業務（略）

被災者支援チーム  
総括班

## ②住民支援班

原子力被災者への支援策に関する総合調整を行う。

支援チーム  
被災者  
住民支援班

### ○総括担当業務

- ・住民支援班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整
- ・避難区域等の見直しの各種調整
- ・避難住民等に対する緊急時の支援策の各種調整

### ○一時立入り担当業務

- ・警戒区域への一時立入りのための原災現地本部、関係省庁及び関係機関等との総合調整

### ○避難・住民支援担当業務

- ・避難指示区域等の管理・運営（福島第一原子力発電所の事故では、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、警戒区域等の制度を運営）
- ・地方公共団体や関係省庁が行う避難等の状況に関する情報収集
- ・住民等に対する生活支援策の取りまとめ
- ・被災地方公共団体等における食料、生活必需品、防災資機材等のニーズ把握と国内外からの支援物資等とのマッチング（段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応）
- ・関係省庁や関係機関と連携した物流支援

## ②住民支援班

原子力被災者への支援策に関する総合調整を行う。

被災者  
住民支援班  
支援チーム

### ○総括担当業務

- ・住民支援班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整
- ・避難区域等の見直しの各種調整
- ・避難住民等に対する緊急時の支援策の各種調整
- ・E R C住民安全班との連絡・調整
- ・住民避難、交通規制に関する情報の集約・保存
- ・住民避難、交通規制に関するクロノロジー作成

### ○一時立入り担当業務

- ・警戒区域への一時立入りのための原災現地本部、関係省庁及び関係機関等との総合調整

### ○避難・住民支援担当業務

- ・住民避難に関する情報をE R C住民安全班を通じて把握
- ・避難指示区域等の管理・運営（福島第一原子力発電所の事故では、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、警戒区域等の制度を運営）
- ・地方公共団体や関係省庁が行う避難等の状況に関する情報収集
- ・住民等に対する生活支援策の取りまとめ
- ・被災地方公共団体等における食料、生活必需品、防災資機材等のニーズ把握と国内外からの支援物資等とのマッチング（段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応）
- ・関係省庁や関係機関と連携した物流支援



### ③医療班

住民の健康管理調査、被ばく線量推計、避難退域時検査に準じた検査等に関する総合調整を行う。

支援チーム医療班 原災本部	<ul style="list-style-type: none"><li>○総括担当業務<ul style="list-style-type: none"><li>・医療班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整</li><li>・住民の健康調査・管理や被ばく線量の実測等の総合調整</li></ul></li> <li>○健康調査・管理担当業務<ul style="list-style-type: none"><li>・公衆の総合的な被ばく線量の評価を行う。</li><li>・原子力被災者等の健康調査・管理及び健康相談の実施について関係機関の調整を行う。</li></ul></li> <li>○避難退域時検査に準じた検査等に対する支援担当業務<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体等が行う避難退域時検査に準じた検査等を支援するとともに、実施状況の把握を行う。</li></ul></li></ul>
------------------	--

### ③医療班

住民の健康管理調査、被ばく線量推計、避難退域時検査に準じた検査等に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 医療班	<ul style="list-style-type: none"><li>○総括担当業務<ul style="list-style-type: none"><li>・医療班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整</li><li>・住民の健康調査・管理や被ばく線量の実測等の総合調整</li><li>・<u>E R C 医療班及び現地医療班との連絡・調整</u></li></ul></li> <li>○健康調査・管理担当業務<ul style="list-style-type: none"><li>・公衆の総合的な被ばく線量の評価を行う。</li><li>・原子力被災者等の健康調査・管理及び健康相談の実施について関係機関の調整を行う。</li></ul></li> <li>○避難退域時検査に準じた検査等に対する支援担当業務<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体等が行う避難退域時検査に準じた検査等を支援するとともに、実施状況の把握を行う。</li></ul></li></ul>
-----------------	--

#### ④放射線班

モニタリング、飲食物の出荷制限、摂取制限、放射性廃棄物等の処理・除染に関する総合調整を行う。

支援チーム放射線班 原災本部	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射線班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整</li><li>緊急時モニタリングや放射性物質汚染対策等の総合調整</li><li>避難指示区域等の調整に必要なモニタリング結果の提供</li></ul>
	<p>○モニタリング担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>政府全体の放射線モニタリングの総合的な調整</li><li>モニタリングや検査等に必要な資機材の体制整備に係る調整</li><li>モニタリング調整会議に関する業務</li></ul>
	<p>○飲食物の出荷制限・摂取制限担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>検査計画等のガイドライン策定・改定、飲食物の出荷制限・摂取制限に係る</li></ul> <p>指示の検討に向けた関係省庁との総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"><li>緊急時モニタリング情報等に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の策定</li></ul>
	<p>○放射性物質汚染対策担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射性廃棄物及び上下水処理等副次産物の取扱いや、屋外にある資機材を利活用する産業などの対策等に関する総合調整</li><li>放射性物質に汚染された汚泥・土壌などの除染等の措置に関する総合調整</li></ul>

#### ④放射線班

モニタリング、飲食物の出荷制限、摂取制限、放射性廃棄物等の処理・除染に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 放射線班	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射線班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整</li><li>緊急時モニタリングや放射性物質汚染対策等の総合調整</li><li>避難指示区域等の調整に必要なモニタリング結果の提供</li><li><u>緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する資料の集約・保存</u></li><li><u>緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関するクロノロジーの作成</u></li></ul>
	<p>○モニタリング担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>政府全体の放射線モニタリングの総合的な調整</li><li>モニタリングや検査等に必要な資機材の体制整備に係る調整</li><li>モニタリング調整会議に関する業務</li><li><u>緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報をE R C放射線班を通じて把握</u></li></ul>
	<p>○飲食物の出荷制限・摂取制限担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>検査計画等のガイドライン策定・改定、飲食物の出荷制限・摂取制限に係る</li></ul> <p>指示の検討に向けた関係省庁との総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"><li>緊急時モニタリング情報等に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の策定</li></ul>
	<p>○放射性物質汚染対策担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射性廃棄物及び上下水処理等副次産物の取扱いや、屋外にある資機材を利活用する産業などの対策等に関する総合調整</li><li>放射性物質に汚染された汚泥・土壌などの除染等の措置に関する総合調整</li></ul>

⑤広報・国際班

被災住民への情報発信、海外からの支援受け入れ等に関する総合調整を行う。

支援チーム広報・国際班 原災本部	<p>○総括・広報企画担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li><del>・被災地方公共団体や避難者に対する情報提供のためのコンテンツ作成（コールセンター対応を含む。）</del>、情報発信</li><li>・国内外報道機関からの問い合わせ対応</li></ul>
	<p>○海外支援受入れ業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・海外からの支援受入れに関する総合調整（フェーズ2以降）</li></ul>

⑤広報・国際班

被災住民への情報発信、海外からの支援受け入れ等に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 広報・国際班	<p>○総括・広報企画担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>・効率的、計画的な情報発信のための広報計画の作成</u></li><li><u>・被災者支援チームによる記者会見の実施調整</u></li><li><u>・官邸、ERC、オフサイトセンター等による記者会見や発信情報の収集</u></li></ul>
	<p>○広報企画業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>・被災地方公共団体や避難者に対する情報発信（HP・SNS・TV番組・ラジオ等）</u></li><li><u>・情報提供のためのコンテンツ作成（壁新聞・ニュースレター等の作成）</u></li></ul> <p>○問い合わせ対応業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国内外報道機関からの問い合わせ対応</li><li><u>・被災地方公共団体、規制庁、原子力利用省庁等のコールセンター支援業務（QA作成等）</u></li></ul> <p>○海外支援受入れ業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・海外からの支援受入れに関する総合調整（フェーズ2以降）</li></ul>

⑥原子力被災自治体支援チーム

現地における、段階的防護措置が完了した後の住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整

原子力被災自治体支援チーム 被災本部支援チーム	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民等の避難先の状況、被災地方公共団体等からの要望の把握等及び住民支援班等への情報の共有</li></ul>
----------------------------	---

⑥自治体支援チーム

現地における、段階的防護措置が完了した後の住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整

被災者支援チーム 自治体支援チーム	<ul style="list-style-type: none"><li><u>○被災地方公共団体との連携体制の確立</u><ul style="list-style-type: none"><li>・自治体支援チームの立ち上げ</li><li>・被災地方公共団体の関係者との連絡体制の確立</li></ul></li><li><u>○被災地方公共団体の要望の把握・共有</u><ul style="list-style-type: none"><li>・住民等の避難先の状況、被災地方公共団体からの要望の把握等及び住民支援班等への情報の共有</li></ul></li><li><u>○被災地方公共団体への要員派遣</u><ul style="list-style-type: none"><li>・自治体支援チーム要員やその他要員を被災地方公共団体に派遣するためのニーズの把握や人員・体制等の調整業務</li></ul></li></ul>
----------------------	---

<p>第2章 要員配置（略）</p> <p>第3章 外部専門家要員</p> <p>1 緊急事態対応対策委員（略）</p> <p>2 その他の専門家（略）</p> <p>3 緊急時モニタリング要員及び資機材（略）</p> <p>4 原子力災害医療に係る専門家（略）</p> <p>第4編</p> <p>第1章 複合災害への対応（略）</p> <p>第2章 複数サイトにおける事故発生時の対応（略）</p> <p>第3章 福島地域における初動対応の体制（略）</p> <p>第4章 各省庁における参集要員の代替確保（略）</p> <p>第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等（略）</p> <p>第6章 <b>新型コロナウイルス</b>感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方</p> <p><b>令和2年の新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の流行下において、万が一、原子力事故が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とし、関係行政機関と連携して対応する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第2章 要員配置（略）</p> <p>第3章 外部専門家要員</p> <p>1 緊急事態対応対策委員（略）</p> <p>2 その他の専門家（略）</p> <p>3 緊急時モニタリング要員及び資機材（略）</p> <p>4 原子力災害医療に係る専門家（略）</p> <p>第4編</p> <p>第1章 複合災害への対応（略）</p> <p>第2章 複数サイトにおける事故発生時の対応（略）</p> <p>第3章 福島地域における初動対応の体制（略）</p> <p>第4章 各省庁における参集要員の代替確保（略）</p> <p>第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等（略）</p> <p>第6章 <b>各種</b>感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方</p> <p><b>各種</b>感染症の流行下において、万が一、原子力事故が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とし、関係行政機関と連携して対応する。</p> <p>（以下略）</p>
---	--

第5編 資料・各種様式

第1章 各種様式

第1節 警戒事態

(様式-1-1)

要 請 (案)

(略)

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇 (例: ××を震源とする地震)  
は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡  
体制の確立の必要な体制をとるよう要請する。

(様式-1-2)

要 請 (案)

(略)

記

第5編 資料・各種様式

第1章 各種様式

第1節 警戒事態

(様式-1-1)

要 請 (案)

(略)

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇 (例: ××を震源とする地震)  
は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡  
体制の確立の必要な体制をとる とともに、原子力規制委員会による緊急時モニタ  
リングセンターの立ち上げ準備への協力及び緊急時モニタリングの準備を始める  
よう要請する。

(様式-1-2)

要 請 (案)

(略)

記

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)

- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始めること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・~~〇〇県及び◇◇県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。~~
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(以下略)

(様式-1-3)

要 請 (案)

(略)

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例) (以下略)

第2節 施設敷地緊急事態

(様式-2) (略)

(様式-3)

要 請 (案)

(略)

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例) (以下略)

(記載例)

- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始めること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(以下略)

(様式-1-3)

要 請 (案)

(略)

(記載例) (以下略)

第2節 施設敷地緊急事態

(様式-2) (略)

(様式-3)

要 請 (案)

(略)

(記載例) (以下略)

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

（様式－4）

公 示（案）

- 1 緊急事態応急対策を実施すべき区域（略）
- 2 原子力緊急事態の概要（略）
- 3 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項  
（令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例）（以下略）

（様式－5）

指 示（案）

（略）

（令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例）（以下略）

（別紙）（略）

（様式－6）

令和〇〇年〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所事故に係る原子力緊急事態宣言（案）

（略）

（令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例）

（中略）

このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動していただきたい。

（様式－7）（略）

（様式－8）（略）

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

（様式－4）

公 示（案）

- 1 緊急事態応急対策を実施すべき区域（略）
- 2 原子力緊急事態の概要（略）
- 3 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項  
（記載例）（以下略）

（様式－5）

指 示（案）

（略）

（記載例）（以下略）

（別紙）（略）

（様式－6）

令和〇〇年〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所事故に係る原子力緊急事態宣言（案）

（略）

（記載例）

（中略）

このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動していただきたい。

（様式－7）（略）

（様式－8）（略）



(様式－9) (略)

(様式－9－1) (略)

(様式－10－1) (略)

(様式－10－2) (略)

(様式－10－3) (略)

(様式－11) (略)

(様式－12) (略)

(様式－13) (略)

(様式－14)

公 示 (案)

- 1 緊急事態応急対策を実施すべき区域 (略)
- 2 原子力緊急事態の概要 (略)
- 3 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項  
(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例) (以下略)

(様式－15)

指 示 (案)

(略)

(様式－9) (略)

(様式－9－1) (略)

(様式－10－1) (略)

(様式－10－2) (略)

(様式－10－3) (略)

(様式－11) (略)

(様式－12) (略)

(様式－13) (略)

(様式－14)

公 示 (案)

- 1 緊急事態応急対策を実施すべき区域 (略)
- 2 原子力緊急事態の概要 (略)
- 3 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項  
(記載例) (以下略)

(様式－15)

指 示 (案)

(略)

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例) (以下略)

(様式-16) (略)

(様式-17-1)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所第〇号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 防護装備類の携行

あらかじめ整備された防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(様式-17-2)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(記載例) (以下略)

(様式-16) (略)

(様式-17-1)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所第〇号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 防護装備類の携行

・あらかじめ整備された防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

・安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(様式-17-2)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日

<p>各指定行政機関の長 殿</p> <p>〇〇知事 殿</p> <p>〇〇市長 殿</p> <p>〇〇町長 殿</p> <p>〇〇村長 殿</p> <p style="text-align: right;">原子力災害対策本部長 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定行政機関等※の防護措置</p> <p>携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、各組織の判断に基づき行動する。<del>また、</del></p> <p>安定ヨウ素剤の服用を行い、業務を継続する場合は、24時間が経過するごとに服用する。なお、業務のローテーションを組むなど、服用回数を低減するよう努める。</p> <p>※ 指定行政機関等とは、原子力災害対策特別措置法第26条第2項において緊急事態応急対策を実施しなければならないこととされている者をいう。</p> <p>2 指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等の防護措置</p> <p>携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき行動する。安定ヨウ素剤の服用は<del>実動組織</del>等と同様の要領で服用する。</p> <p>(様式—17—3)</p> <p style="text-align: center;">指 示 案</p>	<p>各指定行政機関の長 殿</p> <p>〇〇知事 殿</p> <p>〇〇市長 殿</p> <p>〇〇町長 殿</p> <p>〇〇村長 殿</p> <p style="text-align: right;">原子力災害対策本部長 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定行政機関等※の防護措置</p> <p><u>・携行している防護装備類を装着すること。</u>以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、各組織の判断に基づき行動すること。</p> <p><u>・安定ヨウ素剤の服用を行い、業務を継続する場合は、24時間が経過するごとに服用すること。</u>なお、業務のローテーションを組むなど、服用回数を低減するよう努める<u>こと。</u></p> <p>※ 指定行政機関等とは、原子力災害対策特別措置法第26条第2項において緊急事態応急対策を実施しなければならないこととされている者をいう。</p> <p>2 指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等の防護措置</p> <p><u>・携行している防護装備類を装着すること。</u>以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき行動すること。</p> <p><u>・安定ヨウ素剤の服用は指定行政機関等と同様の要領で服用すること。</u></p> <p>(様式—17—3)</p> <p style="text-align: center;">指 示 案</p>
---	---

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各指定行政機関の長 殿

- 〇〇知事 殿
- 〇〇市長 殿
- 〇〇町長 殿
- 〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇発電所第〇号機からの放射性物質の放出の状況を踏まえて、O I Lに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又はO I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域で活動を行う場合は携行している防護装備類を装着する。~~なお~~マスクについては、防塵マスクの着用を原則とするが、沈着物が舞い上がりやすい活動を行う場合は半面マスクを着用する。O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域外で活動を行う場合は防護装備類の装着は不要であるが、放射性物質の再放出に備え携行する。~~また~~安定ヨウ素剤は、原子力災害対策重点区域内で活動する場合であっても、原則として服用の必要はないが、放射性物質の再放出に備え携行する。

(様式—17—4)

指 示 案

各指定行政機関の長 殿

- 〇〇知事 殿
- 〇〇市長 殿
- 〇〇町長 殿
- 〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇発電所第〇号機からの放射性物質の放出の状況を踏まえて、O I Lに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又はO I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

- ・O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域で活動を行う場合は携行している防護装備類を装着すること。
- ・マスクについては、防塵マスクの着用を原則とするが、沈着物が舞い上がりやすい活動を行う場合は半面マスクを着用すること。
- ・O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域外で活動を行う場合は防護装備類の装着は不要であるが、放射性物質の再放出に備え携行すること。
- ・安定ヨウ素剤は、原子力災害対策重点区域内で活動する場合であっても、原則として服用の必要はないが、放射性物質の再放出に備え携行すること。

(様式—17—4)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

非常  
緊急 災害対策本部長

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所第〇号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で災害応急対策又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、

災害対策基本法 第28条第2項第28条の6第2項 及び原子力災害対策特別措置法第20条

第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 防護装備類の携行

あらかじめ準備した防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(様式—18) (略)

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

非常  
緊急 災害対策本部長

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所第〇号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で災害応急対策又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、

災害対策基本法 第28条第2項第28条の6第2項 及び原子力災害対策特別措置法第20条

第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 防護装備類の携行

・あらかじめ準備した防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

・安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(様式—18) (略)

(様式－19) (略)

(様式－20) (略)

(様式－21) (略)

(様式－22) (略)

(様式－23) (略)

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

(様式－24) (略)

(様式－19) (略)

(様式－20) (略)

(様式－21) (略)

(様式－22) (略)

(様式－23) (略)

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

(様式－24) (略)